

医政発 0327 第 4 号
令和 6 年 3 月 27 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る病床設置の医療法上の手続の取扱いに
ついて」の廃止について

新型コロナウイルス感染症に係る病床設置の医療法上の手続については、「新型コロナウイルス感染症に係る病床設置の医療法上の手続の取扱いについて」（令和 2 年 4 月 10 日付け医政発 0410 第 15 号厚生労働省医政局長通知。以下「令和 2 年通知」という。）により、その臨時的な取扱い（以下「特例措置」という。）をお示ししていたところである。

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和 5 年 3 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、昨年 5 月に 5 類感染症へ移行した上で、本年 3 月末で予定どおり各種特例措置を廃止し、本年 4 月から通常の医療提供体制に移行することとしていることから、令和 2 年通知について、令和 6 年 3 月 31 日限りで廃止することとする。

なお、令和 2 年通知に基づく特例措置によって設けられた病床については、本特例措置が新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、医療機関への入院が困難になりつつある状況下にあることを鑑みた時限的な対応であり、感染が収束するまでのものとしていたことを踏まえ、各都道府県の新型コロナウイルス感染症の感染状況を勘案しつつ、今後、特例措置によって設けられた病床の削減を検討する等の適切な措置を講ずるようお願いする。

貴職におかれては、上記について御了知の上、管内関係機関への周知をいただくとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

○本件についての問合せ先
厚生労働省医政局地域医療計画課
TEL 03-5253-1111 (内線 2663)
E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp